

Mixed Oligopoly, Subsidization, Privatization and Partial Nationalization

Summary

静岡県立大学 国際関係学部 飯野光浩*

国有企業の民営化の影響と補助金の関係を Mixed Oligopoly の枠組みで研究した論文は多数ある。White (1996) では、Mixed Oligopoly と Private Oligopoly の結果が同じことを示した。これ以降の研究は、この民営化中立性定理 (Privatization Neutrality Theorem) がどのような場合なら成立するか、について進められてきた。Poyago-Theotoky(2001)では、Mixed Oligopoly、国有企業が Stackelberg の先導者、Private Oligopoly の 3 つの場合の最適な補助金、生産量、厚生は同じになることを示した。Myles(2002)では、Poyago-Theotoky(2001)で仮定されていた線形の需要関数と 2 次式の費用関数を一般的な関数形に拡張しても、結果は同じになることを示した。Tomaru(2006)では、国有企業が部分的に民営化された場合でも、民営化中立性定理が成立することを示した。Kato and Tomaru(2007)では、民間企業は利潤に他の目的を加えた関数を最大化するように行動しても、Poyago-Theotoky(2001)の結果が成立することを示した。

以上の論文に共通することは、民間企業と国有企業で同じ費用関数を有していると仮定していることである。したがって、本論文では、White(1996)のモデルを拡張して、民間企業と国有企業の費用関数が異なると仮定した。そして、Mixed Oligopoly, Private Oligopoly, Partial Nationalization の 3 つの場合を分析して、その結果を比較した。この分野において、国有化を分析したものは少ないので、その影響を分析した。主な結論は次の通りである。Mixed Oligopoly と Private Oligopoly を比較すると、Kato and Tomaru(2007)で指摘されているように民営化中立性定理は成立しない。また、Private Oligopoly は Mixed Oligopoly よりも厚生が低くなることを示した。Mixed Oligopoly と Partial Nationalization を比較すると、最適な補助金水準、最適な生産量と厚生は同じなることを示した。

参考文献

- Kato, K. and Tomaru, Y. (2007) "Mixed oligopoly, privatization, subsidization and the order of firms' moves: Several types of objectives", *Economic Letters*, 96, 287-292pp
- Myles, G. (2002) "Mixed oligopoly, subsidization, and the order of firms' moves: an irrelevance result for the general case", *Economic Bulletin*, Vol.12, No1, 1-6pp
- Tomaru, Y. (2006) "Mixed oligopoly, partial privatization and subsidization," *Economic Bulletin*, Vol.12, No5, 1-6pp
- Poyago-Theotoky, J. (2001) "Mixed oligopoly, subsidization, and the order of firms' moves: an irrelevance result", *Economic Bulletin*, Vol.12, No3, 1-5pp
- White, M.D. (1996) "Mixed oligopoly, privatization and subsidization", *Economic Letters*, 53, 189-195pp

* E-mail:iino@u-shizuoka-ken.ac.jp